

1 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業及び福祉ホームを経営する事業を行うことができる。（第七十九条第二項関係）

2 厚生労働大臣は、地域活動支援センター、福祉ホーム等の設備及び運営について、基準を定めること。（第八十条第一項関係）

## 二 施設

1 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。（第八十三条第四項関係）

2 厚生労働大臣は、障害者支援施設の設備及び運営について、基準を定めること。（第八十四条第一項関係）

## 第五 障害福祉計画

### 一 基本指針

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立

支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めること。 （第八十七条関係）

## 二 市町村障害福祉計画

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。当該計画においては、各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等を定めること。 （第八十八条関係）

## 三 都道府県障害福祉計画

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。当該計画においては、区域ごとの各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策、従事者の確保等のための措置、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数等を定めること。 （第八十九条関係）

## 第六 費用

### 一 都道府県の負担及び補助

1 都道府県は、市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担すること。（第九十四条第一項関係）

(1) 市町村が支弁する障害福祉サービスに係る給付費の支給に要する費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該支給に係る障害者等の障害程度区分ごとの人数その他の事情を勘案して算定した額（以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。）の百分の二十五

(2) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の百分の二十五

2 都道府県は、予算の範囲内において、市町村の地域生活支援事業に要する費用の百分の二十五以内を補助することができる。（第九十四条第二項関係）

## 一 国の負担及び補助

1 国は、次に掲げるものを負担すること。（第九十五条第一項関係）

- (1) 障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十
- (2) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の百分の五十
- (3) 都道府県が支弁する自立支援医療費の百分の五十

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げるものを補助することができる。（第九十五条第二項関係）

- (1) 市町村が行う介護給付費等の支給決定に係る事務の処理等に要する費用の百分の五十以内  
(2) 市町村及び都道府県の地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内

#### 第七 審査請求

市町村長の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求をすることができる」とするとともに、都道府県知事は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者等から任命する委員で構成される障害者介護給付費等不服審査会を置くことができること。（第九十七条及び第九十八条関係）

#### 第八 施行期日

この法律は、平成十八年一月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。（附則第一条関係）

二 第二の一、第二の三及び第六（自立支援医療費の支給に係る部分に限る。）並びに第九の一の1、第九の二の1、第十の一、第十一の一及び第十二の二 平成十七年十月一日

三 第一の四の3（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第二の一（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二の二の3（介護給付費及び特例介護給付費（重度訪問介護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）並びに訓練等給付費及び特例訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係るものに限る。）の支給に係る部分に限る。）、第一の二の4（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二の二の5（指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第二の三（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五及び第六（療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに第九の一の2、第九の二の3、第十の三、第十一の三

、第十一の四、第十二の三、第十二の四（3を除く。）、第十二の五（精神障害者社会復帰施設に係る部分に限る。）及び第十三の二 平成十八年十月一日

## 第九 経過措置に関する事項

### 一 旧法施設等に関する経過措置

1 平成十七年十月一日において現に身体障害者福祉法により指定を受けた医療機関及び精神障害者通院医療を担当するものとして一定の基準に該当する医療機関は、同日に指定自立支援医療機関の指定があつたものとみなすこと。（附則第五条関係）

2 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設であつて、旧身体障害者福祉法又は旧知的障害者福祉法に基づく指定を受けている旧法指定施設については、平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日の前日までの間は、当該施設で行われるサービス（旧法施設支援）については障害福祉サービスとみなし、当該施設については、平成十八年十月一日に指定があつたものとみなし、支給決定障害者等が旧法指定施設から旧法施設支援を受けたときは、介護給付費を支給すること。（附則第二十条及び第二十一条関係）

## 一 旧法に基づく受給者に関する経過措置

1 平成十七年十月一日において現に旧身体障害者福祉法等に基づき更生医療の費用の支給等を受けている障害者等については、同日に、自立支援医療費の支給認定を受けたものとみなすこと。（附則第四条関係）

2 施行日において現に旧身体障害者福祉法等に基づき居宅生活支援費の支給決定を受けている障害者等については、同日に、介護給付費等の支給決定を受けたものとみなすこと。（附則第八条関係）

3 平成十八年十月一日において現に旧法指定施設に入所し旧身体障害者福祉法等に基づき施設訓練等支援費を受けていた特定旧法受給者については、平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間に限り、引き続き当該施設等に入所している間（指定の取消しその他やむを得ない理由により継続して他の施設等に入所している間を含む。）は、支給決定を受けた障害者とみなして、旧法指定施設から受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用について、別に厚生労働大臣が定める基準により算定した額により、介護給付費又は訓練等給付費を支給すること。（附則第二十二条関係）

## 第十 児童福祉法の一部改正

### 一 育成医療に関する事項（附則第二十五条関係）

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、育成医療に係る規定を削除すること。

### 二 居宅生活支援費に関する事項（附則第二十六条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除すること。

### 三 障害児施設給付費等に関する事項（附則第二十七条関係）

#### 1 障害児施設給付費等

(1) 都道府県は、給付決定に係る障害児が、都道府県が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施

設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「指定知的  
障害児施設等」という。）から障害児施設支援を受けたときは、障害児施設給付費を支給すること。

(2) 障害児施設支援の費用の負担が著しく高額となる場合に、高額障害児施設給付費を支給するとと

もに、保護者の所得の状況その他の事情をしん酌して、当該保護者に対して特定入所障害児食費等

給付費を支給すること。

## 2 指定知的障害児施設等

指定知的障害児施設等の指定は、設置者の申請により都道府県知事が行うこととし、人員、設備及び運営に関する基準、指定の取消し等について必要な事項を定めること。

## 3 障害児施設医療費

都道府県は、給付決定に係る障害児が、指定知的障害児施設等（病院等に限る。）において、障害児施設支援のうち治療に係るものを受けたときは、障害児施設医療費を支給すること。

### 第十一 身体障害者福祉法の一部改正

#### 一 更生医療に関する事項（附則第三十五条関係）

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、更生医療に係る規定を削除すること。

#### 二 居宅生活支援費に関する事項（附則第三十六条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を削除すること。

### 三　身体障害者施設支援に関する事項（附則第三十七条及び第四十三条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、施設訓練等支援費及び身体障害者更生施設等に係る規定を削除するとともに、平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。）については、平成二十四年三月三十日までの政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例により運営できること。

### 四　補装具に関する事項（附則第三十七条関係）

この法律による補装具費の施行に伴い、補装具に係る規定を削除すること。

#### 第十二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

一　精神分裂病の呼称を統合失調症へ変更すること。（附則第四十六条関係）

二　通院医療に関する事項（附則第四十七条関係）

この法律による自立支援医療費の施行に伴い、通院医療に係る規定を削除すること。

三　精神病院等に対する指導監督体制の見直しに関する事項（附則第四十九条関係）

### 1　精神医療審査会の委員構成の見直し

精神医療審査会は、その合議体を構成する五名の委員を一定の条件の範囲内で定めることができるものとすること。

2 改善命令等に従わない精神病院の管理者に関する公表制度等の導入

厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が改善命令等に従わない場合において、その旨を公表することができること等とすること。

四 精神障害者の適切な医療等の確保に関する事項

1 緊急時における入院等に係る診察の特例措置（附則第四十九条関係）

一定の要件を満たす医療機関における医療保護入院、応急入院等につき、緊急その他やむを得ない場合において、精神保健指定医以外の一定の要件を満たす医師の診察により、その適否を判断し、一定時間限り入院等をさせることができるものとすること。

2 任意入院者の適切な処遇の確保（附則第四十九条関係）

都道府県知事は、条例で定めるところにより、改善命令を受けたことがある等の精神病院の管理者に対し、一定の基準に該当する任意入院者について、その病状等の報告を求めることができるものと

すること。

### 3 市町村における相談体制の強化（附則第四十八条関係）

市町村は、精神障害者の福祉に関する相談等に応じなければならないものとするとともに、精神保健福祉に関する相談等を行う精神保健福祉相談員を置くことができるものとすること。

### 五 精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に関する事項（附則第四十八条、第四十九条及び第五十一条関係）

この法律による介護給付費等の施行に伴い、精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に係る規定を削除するとともに、平成十八年十月一日において現に存する精神障害者社会復帰施設（政令で定めるものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例により運営できること。

### 第十三 知的障害者福祉法の一部改正

#### 一 居宅生活支援費に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、居宅生活支援費及び指定居宅支援事業者等に係る規定を

削除すること。（附則第五十四条関係）

## 二 知的障害者施設支援に関する事項

この法律による介護給付費等の施行に伴い、施設訓練等支援費及び知的障害者更生施設等に係る規定を削除するとともに、平成十八年十月一日において現に存する知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮に限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの政令で定める日までの間は、なお従前の例により運営できること。（附則第五十五条及び第六十一条関係）

## 第十四 関係法律の一部改正等に関する事項（附則第六十四条から第百十八条まで関係）

### 一 社会福祉法の一部改正（附則第六十四条から第六十六条まで関係）

障害者支援施設及び地域活動支援センター等を経営する事業並びに障害福祉サービス事業を社会福祉事業とすること。

一 第九から第十三まで及び第十四の一に掲げるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。